

しが出来ましたようにまず各人にいっていただくという関係もありますので、将来のこうした町内を分けるにはやはり京葉の
ような方をとらざるを得ないかという関係とかあるのはそ
の他の細かい点について先住民の方々が納得するよう更に
総務委員会として先あらゆる面から審議をしようという方々
にお願いをして同時に決定したうよろしいとかまうに考え
ますので、本件については総務委員会に付託は異議ありま
せん

長します

詳細な審議を行ない
りませんか

さよう決定いたします

東京都西多摩郡福生町役場

なお、本件については閉会中の継続審査を行なうて希りたいと
思いますが、これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。
二二で五分間休憩いたします

一議長(石川信義) 休憩前に引続き会議を開きます

日程第六、建物買収について、議案第四号を議題に供します。
事務局長をして、議案の朗読をいたさせます

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(藤崎俊夫) 議案第四号の建物買収について説明申し上げます。
本案につきましてはすでに町長から御報告申し上げてあり
ます通り、大久保議員が非常なお骨折りになられました

昭和飛行機株式会社が所有する御承知の蕙寮の建物を
を本案記載の通り百万円で町が買収することに約条がで
きましたので、ここに正式契約を締結いたそうとするので
あります。御可決あらんことをお願い申し上げます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

議案第四号は、東京通商可決いたしませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます。

よつて議案第四号は、東京通商可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程ガ七、予算外義務負担を伴う土地貸借につ
て議案第五号を議題に供します。

事務局長をして議題の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田浩三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長(瀬古清蔵) 白席からお許しをいたさしまして御説明申し上げ
ます。議案第五号の予算外義務負担を伴う土地貸借

に付してでございますが、新しい庁舎を建設するにあたりまして

そのような現在の庁舎の敷地と密接してあります。隣りの土地

を地主井上卓三氏から御協力をいたさしまして、とりあえ

ず一カ年間無料で町へ借受けたいということに契約を結ん

だわりであります。この一カ年間のうちに代替地を物触い

たしまして、そして所有地にしたいと考えております。

それにとえないうちの本議案であります。よろしく御

審議いたさしまして御承認いたさいたすと思っております。

一議長(石川信義) これより質疑を終結いたします。



一丁九番(中西居蔵) 議案が五号であります。が予算外義務負担というめずらしい言葉となつております。が向う一年間無償で貸借いたしましてこういう契約方法というものは我々勉強してあります。せんがこの意味を説明していただく。と先にこういう方針のえしにこういう結果が生れてきたのかどうか伺いたいと思ひます。

一町長(瀬古清蔵) 丁九番議員の御指直であります。が色々と議会之は報告をして参つてきております。が御意見の趣旨といたしましては約セマ坪に對しての代替地を三ノ坪というのは膨大という感じがするのとは当然であります。が又ねがね申し上げてまいりました通り現在この土地は福生町として中心をさしてあります。のであうゆる観望から考へあわすわけであります。替地の三ノ坪というのは福生町でどこの場所であつてと一部山林であつて、あるいは一部やぶであつて、つたえなつて坪数



にして五倍の大きさといふとこれは常識的判断で無理のないことだといふのが地主さんの御意見であります。とつたのえ三ノ坪といふところに折れあつたわけであり。勿論その場所においては大と之は三ノ坪程度の場所であり。すし五ノ坪程度の場所もあり。まして七ノ坪と一ノ坪を越える土地もあります。まず常識的に判断して、大きさにしてこの土地が五ノ坪と仮定した場合地主が主張するところの五倍といふことになるわけではござい。ますが、そういう面にも条件がつておりません。そこで私として、目算でことを申し上げるといふことは不適当であります。が問題が問題だけに、はつきりしたことが申し上げられな

い段階であります。

一カ年のうちに処置をしたといふくらいめやすを立てておるところであります。場所とかいふ面は現段階では御明答ができません。

のであります。が非常にむづかしい面がありますので、私に委任せ願つて責任をもちつて処置をするという気がまへのえとに井上さんと締結を結んだわりであります。

以上の様な観念で御了承いたされたい。

二、入道田村三十九番議員の発言とやや同じ箇条ですが大体町長の説明でわかつております。けれどもええ、一、是は代替地の三、〇〇〇坪というのは福生町管内であるが三、〇〇〇坪というのはまじまつ三、〇〇〇坪ということでは全く合わせて三、〇〇〇坪というのか、その見解。

え、一つは貸借期間内に取得交換登記をするというのであります。昨今、大体まじまつに定地うしきえのがあまりないという現況、又農地委員会が農地より定地に変更する現在の方針において過去のように家が建つ、前提では定地化して、ないと一年間に取得交換、正式登記できるか。

又確信出来るかどうか、仮登記をえ含むのかどうか。

え、正式登記であつた場合には向う一年間のうちに三千坪が取得交換登記ができなかつた場合、町としての義務がよわされるかどうか、三つを御質問いたします。

一、町長(瀬清蔵) 田村議員にお答え申し上げます。

ただいまの御指摘であります。が土地の三、〇〇〇坪とは定地、畑地の条件はつておりません。福生管内でみつけていただきないということですが、一年間の内にそうさするという契約を結んだのであります。が、一、所に限られ、制限はありません。希望としては連続して、いるほうがよいという希望です。

なか／＼土地というのは希望にあてはまらないのであります。

むづかしい条件はないのであります。この土地に対して五倍はほしいということがあります。、そう、そう、さうな額、ええ、極力物色いたしまして三千坪を町で買収して、井上氏の方に登記

が之をするというふうな予定でござります

二十八番(田村) 特に質問したことで二つ落ちておりますが農地のごとき仮登記が含まれてゐるかどうか、えう一つ期限の中にこのまうな交換条件になつてゐることが所として、はたせうれないときにはなにか損害賠償があるかどうか。

一町長(頼清蔵) 農地の場合の仮登記でありますが勿論物色したところからその地主さんと交渉が出来まして所で買収した以上は当然正規の登記をしたと思ひます。仮登記ということは考へておりません

一々年間のうちに処置が出来た場合にはどうかということ
は条件にはついておりませんし、おたがひに紳士契約はおかしいかえしれませんが一々年間のうちにえしそれが未解決で数ヶ月のむだにしてえ別に条件はついておりません
ただお互が誠意をえつて処理をし解決をしようという事です

二十八番(田村) 農地の仮登記は現行、行なわれておりますが所が確保するのだからといって目的なく、農地が正式な定地になることはないものであつて現行の委員会の事務処理の方針をやぶつてまでやるという意図なのかどうかと申しますのは今までのない疑念が条件付きの契約でありますのではつきりしておきませんと今後議会として權威のない議決をするということになりますのでお伺ひしておきますし、当然三ヶ坪といふものには金が伴つてきます。建物の目的がなくて農地があつたとそれが正式な登記が所長は出来ると思へうのかどうかお伺ひしたいと思ひます

えしえその上で農地委員会の所管の課長がおりませんが現在の農業委員会の農地の処理方針はつきりしてゐるはずですか、そうう段階で所が取得する場合に農地が正式に名義変更が出来るかその対象に井上卓三氏がなかれて

おるかどうか所管の方からお願ひいたします)

「五番(細瀬)田村議員の質問に農業委員会の立場から申し上げます
三反歩以上の耕作者でなければ現段階で土地を取得することは
農業委員会として認めておりません

井上さんにつきましては農家ではないのであります。これは当然
土地の取得ということは不可能な段階にあると思ひます)
これは町として井上さんを調査しなければわかりかねますけ
れど、おそらく農家ではないようです)

私は完全に土地の取得は出来ないと思ひます)

「町長(瀬清蔵) 田村議員、細瀬議員さんの説は私も承知しております。
矢程、中西議員さんにお答え申し上げました。本会議で発表
できない耕作があるわけですから、ただ申し上げられること
は早い期間に住定団地を設け高級住定をえくらんで
おりまして公園の最高幹部とえお出合ひする段階

に来ておりますが明解な発表は遠慮させていただき
たいと存じます)

そう言う面を含みましていわゆる住定団地内に於てのそ
うさにおいて本問題は解決したいと思ひます)

「三番(渡井明) 予算外義務負担を伴う土地貸借につ
いて理事者から御説明をいただきましたが議案の文章上において
お伺ひしたいと思ひます)

土地の貸借をするためになま文章をえつて行なわ
んと正式な公文章だけに代替地とすることか
うなつてあるか
この点についで事務助役の方より御説明願ひ
たいと思ひます)
土地の貸借関係を行なう書類はこれでよろし
いと思ひます)が
次の代替地までうなつとすることか
うなつて思ひます)

「助役(藤崎助役) 代替地が予算外義務負担になるわけでありまして結
局予算には現行計上されていらない三千坪の取得を町はこの議

案によつて義務づけられた、この契約によつて義務づけられるわけであります。

むしろこの議案ではこの代替地三十坪と六百八十坪を交換するということで御議決をいただきたくこのことでもあります。

一三番(渡井明) 土地の貸借に対する一つの議案ではないですね。

一助役(篠崎俊夫) 予算外の義務負担を伴つてソる土地の貸借であるので議案として御提案申し上げたくあります。

一三番(渡井明) 内容はよくわかるがそういう方法で議決をとつてやるとソることは合法的になんらさしつかえないと考えますがここに予算外義務負担を伴つところに對して代替地と六百八十坪を交換する、そういう説明がはつきりすればわかりますが。

一十八番(田村裕二) 私は理事者にお願ひしたいと思ひますが非常に善意の解決をいただきませんかのような含みのあるものは議会そのものの、個々のものに立ちかゝると疑念をもちやすい、そういうような考え方が

東京都西多摩郡福生町役場

かうして貸借期間がはつきり致しましてその間に町長がここ

でははつきりいえないが大体次の伴う予定費を頭の中に所りこまれ、つくつてソくという理事者としての自身をえつて先の質問に対しては私は了解をしておりますが、この賃貸料が無料とソうのは非常に三十坪にならんで疑念をもちます。

はつきりとした土地を提供するまでは当然、公に認められる坪あたり何らという、賃貸料を決定いただきまして私の方が疑念がない、そうソう考えをえつのであるが、先々申したように信念をえつてソるならたしかに正しいことは事実だし現段階として片金の敷地として、これは緊急の措置として、やむを得ないと私も考えておりますが、その裏をかいする疑念が伴なうことは出来るだけ明解なはつきりとした方がよろしいと思ふので最終検討していただく。

一十八番(山下幸三) 大抵その代替地三十坪とソうことにつて町長に御賛



同議長します)

これは早急に処理しないと非常に高價なえのになるのではないかと考えますが十五番議員から農地取得の問題に付して三反分以上の農地を耕作してゐる者でなければおぼつかないという問題が出ておりますがこの問題に付しては区画整理を行なつた定地の問題をテーマに町長は出されたいように見受けられますがなような三割か二割にとどまるかもしれなかつたこの原案等を行なつた、そういう定地化した土地を代替に致そうということになると、私は益々高價なえのになると思ひます。三千坪という線は向うではくすすまいと思つたのでその五分十分、考えて施行しなければならなつと考えます。

町長(瀬戸田) 山下議員さんの質問にお答えします)

区画整理内の土地は考えておりません。それ以外新しい構想のえとに前進してゐることはソコ／＼な面でデリケートな点

があるので、本席で発表は御猶豫いただきたい

ごく近い内にある程度の運ぶが出来れば即刻臨時議会を開き御相談を申し上げなければならぬ大きな問題です)

ここで申し上げられることは今建設公社によつて買収に着手せんとしてゐる加美団地の区画整理地区外の所を考えてゐるとこれが新しく出発する、いわゆる市外地という線ですがそれ以外の土地であるということに御了承いただき近い内に臨時議会を開いていただく御相談申し上げる線が出てこようと自分としては確信してゐるわけであります)

二十八番(村松) 質問ということより希望を申し上げたのであります

すがその点を理事者の考之方をそういう観点から解答を願つてなまかつなるほどということがあつたらうと思つて修正していただくたいと思ひますが無料の問題一つお答え

願ひたい

一町長(瀬清蔵) 大だいまの御指摘ですが借地無料で契約したとソウ
ことに対しては卒直に申し上げるとソウ――契約上お互
に相談した結果が地代は九ううべきではなからうし九月期
間を一年と限定してありますから三十七年の十二月まで時期を
待つということなうして出来る限りソウさが出来る
以上なるべく早い期間にこの問題を解決したソという前提の
えとに貸借料は無料とソうことに契約が出来たわけです
この問題についてはその通りに解決してソ大だいソて間違ひ
ないです

同時に替地三千坪は先程申し上げた通りでありますた
見解から大とえはこの土地が三万円が地価であらうと考えま
すればこの三万円に対しての考え方で三千坪を考えてい
かなければならんというふうに御解決ソ大だいソと思ひます

一十番(村松三) 現在これは色のフツツソ土地であります、八建物が建つて
ソる土地であります、この大面十坪云々とソうところはえう
すでに賃貸借の相手があるところがあります、がそれらの地
上物件の撤去はどちらが負担をするのか

一町長(瀬清蔵) 大だいまの御指摘であります、が地上物件は先に四号
議案で御決定をソ大だい索した昭和飛行機関係の建物及び地上
権一際が五万をえつて可決が出来たわけであります、
従いまして近々移転が終了ソ大だい索しますと同時に建物を撤去
する運びになるわけです、あります、が残された河方さんと田村
建設が所有してソる二戸があるわけです、あります、

これは当然町が払うわけです、あります、

大体におきましてこれを平初めに残つてソる物を処分す
るにどの程度かかるかという概算をしたのであります、がまづ
われわれが希望する線です、スムーズに進行してえ四百万程度

は必要であらうと、えし移転という問題で難行をした時には五百万はかゝるだらうということを予測したわけです)

予測通りに大体一さいを処理するには五百万程度必要になつたわけであります。それを入れて全部更地にかゝると、自信のえとに運ぶをつけてきたわけです)

残された河方さんの建物と田村建設の建物は町として引取つて移転してえらわなければならぬ状態になつております)

二十八番(田村裕二)緊急にこの問題は結論をつけないと町長の考へておる、新年度の一年の想ひえ打ち出されてゐる中に庁舎の問題え出ておりますし中央との折衝の運ぶということに付いては早く処理しなければならぬ問題でありますが一審重要であるべき行政の中心をなす、庁舎の敷地の問題でなにか割り切れぬものがあるというふうな出發では今後共つかゑる所が出ると思ふのでどうも更地の土地の貸付というものと地上物があ

りましてその貸借権に対するものの位置からいまして、貸付の評価が現行の社会通念からはずれてるやうに考へるわけであります。それを出来るだけいとしてこの土地でなければ庁舎を建てられないという位置的な問題があるやに考へるもので、つとめて了解したそうと考へるものであります。何か雑物があるものをおはらいしてまで高い所を買ふというやうに悪くすると結ぶける解釈が成り立つのでこの点は時間をかりて結論を出した方がよいと考へます)

一七番山下重三(議案)を考へまして(田村議員より質問が出ておるがこの問題について割り切れぬものがあるのです。が土地の貸借に付いて標記の物件に付いては当然貸借の契約を結ばなくてはならぬ一方の三丁坪に付いては今後に秘密会なりで決めるという内容に付いて割り切れぬものがあるわけですが特に私どもは貸借契約事項は相多数取扱つ